

# すでに支給認定を受けた皆様へ 支給認定証（保育必要量）の変更申請について

すでに支給認定を受けた方（現に保育園・認定こども園等をご利用中の方、利用先が内定している方）につきましては、必要に応じ、その後「保育必要量」の変更が可能な場合がございます。ご希望の場合は、以下記載のとおりお手続きをお願いいたします。

※変更を希望される月の前月末までにお手続きください。さかのぼっての変更はできませんので、ご注意ください。

※利用する保育園・認定こども園等が決まっていない方（不承諾通知を受けている方）につきましては、内定後にお手続きが可能となります。

## 【保育必要量について】

保育必要量とは、保育の必要量に応じた利用できる区分（時間）のことをいいます。2号認定又は3号認定を受けた方は、保育を必要とする時間（保護者の勤務時間や通勤時間等を踏まえた時間）によって「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つに認定区分が分かります。区分により、1日に保育園・認定こども園等を利用できる時間が異なります。

区分	保護者の就労時間	保育を利用できる時間	保育料
保育標準時間認定	120時間以上/月	週6日（月～土）、11時間/日	通常保育料
保育短時間認定	64時間以上120時間未満/月	週6日（月～土）、8時間/日	通常保育料から▲1.7%減

※土曜日の保育実施及び利用可能時間は園によって異なりますので、園にご確認ください。

## 【保育必要量が変更な場合】

### （1）保育短時間認定→保育標準時間認定への変更を希望される場合

以下に掲げる状況に該当する場合、保育短時間認定を受けられた方であっても、「保育標準時間」への変更が可能です。

- ① 移動時間（通勤、通学、介護等による移動時間）を含めた時、就労等の状況により毎週8時間/日以上保育を必要とする場合
- ② 移動時間（通勤、通学、介護等による移動時間）を含めた時、利用予定施設の定める保育短時間認定の保育開始時間よりも前から利用する必要がある場合
- ③ 移動時間（通勤、通学、介護等による移動時間）を含めた時、利用予定施設の定める保育短時間認定の保育終了時間以降も利用する必要がある場合

### （2）保育標準時間認定→保育短時間認定への変更を希望される場合

希望される方は、皆様変更が可能です。

## 【変更の手続きについて】

【保育必要量の変更な場合】で記載した（1）及び（2）の変更を希望される方は、以下のとおり、お手続きをお願いいたします。（1）の変更を希望される方は、状況に応じ区こども家庭課で面接等を行います。また、変更が必要であることを証明する書類等をご提出いただく場合があります。詳しくは、お越しいただく前に区こども家庭課にご相談ください。

○場所：利用（予定）保育園・認定こども園等の所在する区のこども家庭課

○持参物：支給認定証、（1）の変更を希望される方は変更が必要であることを証明する書類等

## ～申請は各区こども家庭課へ～

中央保健福祉センター  
こども家庭課

〒260-8511  
中央区中央4-5-1  
☎043 (221) 2172

花見川保健福祉センター  
こども家庭課

〒262-8510  
花見川区瑞穂1-1  
☎043 (275) 6421

稲毛保健福祉センター  
こども家庭課

〒263-8550  
稲毛区穴川4-12-4  
☎043 (284) 6137

若葉保健福祉センター  
こども家庭課

〒264-8550  
若葉区貝塚2-19-1  
☎043 (233) 8150

緑保健福祉センター  
こども家庭課

〒266-8550  
緑区鎌取町2-26-1  
☎043 (292) 8137

美浜保健福祉センター  
こども家庭課

〒261-8581  
美浜区真砂5-15-2  
☎043 (270) 3150